

まなければならないか考えていきます。

③町の魅力発信をどのように取り組むか。

町の観光&移住総合サイト「かがみの旅と暮らし」を核として、季刊パンフレットやSNS等による戦略的な情報発信を行っている。

「健康」をキーワードとした魅力あふれる着地型素材の商品化、独自性のある現地体験プランや特産品の開発を積極的に進め、会員制ファンクラブ「かがみの里山健康クラブ」の制度の充実と会員拡大を進め、一定の成果を挙げているため、この事業を継続していきます。情報発信についても研究していきます。

★森林環境譲与税の運用・使用目的は。

町では国会での正式な決定を待ち、6月会議で補正予算の上程を目指しています。

新たな森林管理システムを運営するセンターの開設・運営経費、原木貯木場の場所選定及び付帯施設の整備等々、また当該年度に事業に充当のできなかった部分は、将来の林業施策に関する事業に対応し、基金として積み立て、新たな町の森林づくりの体制整備を進めることを、大きな柱として重点施策の一つとして進めます。

★ふるさと納税の納付額・用途・今後の展開等は。

平成20年度の6件、19万円から始まり、徐々に増加し、平成28年度が1,263件、2,040万円が最大で、29年・30年度と若干の減額となっています。

用途は毎年度とも子育て支援・教育環境づくり事業への使用目的が一番多く630万円です。

今後は総務省の通達を遵守し、町特産の良さが伝わるような返礼品の掘り起し等のPRに努めます。

その他の質問項目

☆緑越明許費の学校教育施設等安全点検改修事業の今後の取り組みは。

〔長石幸男議員〕

★水田農業の推進について

①2018年度の経営所得安定対策の実施状況等は。

主食用米の作付けは、昨年度より654a多い9万2,565aです。飼料用米は995a増加し、1万536aです。

②2019年の水田農業の推進施策の変更で農家にどのような効果が期待できるか。

2018年度より国による主食用米の作付け配分が廃止され、農業者は作付け方針、販

売先など、戦略に基づいて主体的に取り組めることになりました。2019年度より、水稲共済も10a以上の作付け者は、全て任意加入で、自らの経営判断も求められ、農家の自主性が尊重されます。

③農家への周知方法は。

例年通り各農家へのパンフレットの配布と地域への説明会を実施します。

随時、個別の相談に応じ、町ケーブルテレビでも制度の周知を行っています。

★野生鳥獣による農作物被害対策支援について①ICT(情報通信技術)・AI(人工知能)を活用した計画は。

町では2016年度国の補助金を活用して、富地区にイノシシ・ニホンジカ捕獲用の自動ゲート付き・囲い罠を1基整備して効果を検証中です。有効であれば新たな導入を検討します。

②多面的機能支払交付金事業の変更点は。

共同活動の交付金の交付単価が新たな取り組みに対する加算措置が新設されました。

長寿命化の交付金に関する変更は、2019年度から長寿命化の活動として行う工事の1件当たりの上限金額「200万円未満」が設けられます。

③、②の周知方法は。

県から正式な変更内容の通知が届き次第、制度の変更内容と活動計画申請の手続き等、現在取り組み中の組織代表に案内する予定です。

〔水田喜富議員〕

★農業の振興について①集落営農組織等の設立数の現状と設立見込み数は。

現時点での設立数は14で、内訳は農事組合法人が6、任意組織の営農組織が7、株式会社は1です。新たな設立の見込みは聞いていません。

②町内の基盤整備率と10年ごとの概算面積は。

水田の92パーセントが完了し、昭和42年の着手以降、累積整備面積は、昭和51年までが約100ha、昭和61年までが約1,100ha、平成8年までが約1,400ha、平成14年が全体の最終年度で、合計が約1,500haです。

③地域からの改善要望は。

水路・頭首工改修、及び農道舗装等です。

④農業基盤の改善、再整備の補助事業にはどのようなものがあるか。

詳細な条件はありますが、区画整理・農用地造成等を行う

事業として、農地中間管理機構による関連農地整備事業があります。

区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用・用排水施設整備等を行う事業として農地整備事業、農業基盤整備促進事業。

面的整備、用水路の更新整備等を行う事業として、農地耕作条件改善事業。公共事業の採択基準に満たない小規模な土地改良事業として、県補助による小規模土地改良事業があります。

★町職員の働き方改革について①時間外勤務の上限は規則は定めるとあるが国の基準に準ずる内容か。

上限時間は、原則通常の部署では月45時間、年間で360時間が基本となります。

国でいう、自らの意思によらない他律的業務、国会関係業務、国際関係業務、法令協議、予算折衝等の業務の比重が高い部署では、月100時間、年間で720時間で、2か月から6か月平均で80時間です。

②時間外勤務の上限と有給休暇の取得義務のみか。

現在、義務化されているのは時間外勤務の上限のみで、有給休暇の取得は年間5日以上使用できるように配慮するよう勧告は出されていますが、公務員は義務化されていません。